平成２９年（フ）第３８０号
岡山市北区北長瀬本町３番21－４号、前住所岡山市南区万倍121番地６
債務者　金原　一裕
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９３号
愛媛県松山市立花２丁目５番32号
債務者　三好　章博
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９０号
北海道旭川市東旭川町上兵村133番地の47
債務者　青木　宏佳（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１５号
北海道旭川市東光６条２丁目３番７号　サニーハイツ62　201号室
債務者　梅坪　真弓
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５０号
茨城県小美玉市花野井839－６、住民票上の住所茨城県小美玉市花野井831番地
債務者　山西　昭三
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　憲生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７８号
茨城県水戸市常磐町２丁目４番22号　パナハイツ常磐102号
債務者　さくらこと　根本　玲子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８２号
さいたま市南区辻５丁目７番29号、住民票上の住所さいたま市南区辻４丁目18番２号
債務者　池上　昌司
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８３号
さいたま市南区辻５丁目７番29号、住民票上の住所さいたま市南区辻４丁目18番２号
債務者　池上みさを
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７９５号
兵庫県尼崎市築地５丁目10番１－310号
債務者　松木　信明
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　純正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８号
和歌山県田辺市下川下1708番地　19－１、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1405番地の７
債務者　紀州舶用機器こと　惠中　俊策
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３９号
和歌山県田辺市下川下1708番地　19－１、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1405番地の７
債務者　惠中登美子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１７７１号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目７番８号　フロスティ菊水Ｃ－203号
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３４１号
静岡県田方郡函南町平井1268番地の19
債務者　神尾　紀江（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
北九州市小倉南区中吉田１丁目12番29号
債務者　佐藤　健志
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３２号
静岡県沼津市獅子浜242番地の14
債務者　小松　正雄
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５５４号
北九州市八幡西区筒井町６番20－1503号
債務者　渡部　朋美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５７３号
北九州市小倉北区親和町５番18号、前住所北九州市八幡東区東台良町８番８－102号・北九州市戸畑区千防１丁目７－５－702
債務者　多村　孝大（旧姓光安）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部